

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

井原市

2 構造改革特別区域の名称

ぶどうの里 井原ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

井原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

井原市（以下本市という。）は岡山県の西南部に位置し、北は高梁市、東は総社市及び小田郡矢掛町、南は笠岡市、西は広島県福山市及び同県神石郡神石高原町に接している。

面積は243.36 k m²で、高梁川支流の小田川が、市の南部を西から東へ貫流し、その流域の平野部に市街地が形成されている。また、北部は、標高200～400mの丘陵地帯で吉備高原へと続いている。

(2) 気候

本市は全体的に温和な気候に恵まれ、年間平均気温は約13～15℃、年間降水量は1,000mm前後である。

南は瀬戸内海を経て四国山脈に、北は中国山地に遮られているため、台風や季節風の影響を受けることも比較的少なく、年間を通じて晴天の日が多くなっており、このことが良質な農産物の生産に大きく寄与している。

(3) 人口

1953年（昭和28年）の市制施行当初は約3万9千人であり、その後の過疎化の進行により約3万5千人に減少したが、平成の大合併を経て現在約4万2千人となっている。

2015年（平成27年）12月末現在の住民基本台帳によると、本市の人口は42,158人であり、年齢（3区分）別人口は、0～14歳 4,646人（11.0%）、15～64歳 23,088人（54.8%）、65歳以上 14,424人（34.2%）となっている。本市においても全国的な問題である少子高齢化が急速に進行しており、地域の活性化を支える基盤であるコミュニティ機能の衰退が懸念されている。

(4) 産業

2010年（平成22年）国勢調査による就業人口は20,180人であり、産業別割合は、第1次産業 1,315人（6.5%）、第2次産業 7,626人（37.8%）、第3次産業（分類不能の産業含む。） 11,239人（55.7%）である。

産業構造としては、古くからジーンズなどのアパレル製品を製造する繊維産業を中心に

発展し、工業団地への企業立地の進展により、自動車部品、電気機械器具、プラスチック製品製造等が盛んになった経緯から、第2次産業の就業者割合が県内他市と比べて高いまちである。

農業では、西日本有数のぶどう産地である青野地区や香りがよく品質が高い「明治ごぼう」を生産する明治地区などがよく知られている。また、付加価値の高い地域特産物の育成にとどまらず、地域の自然や文化を活用した個性豊かな産直市などの交流拠点施設の整備・活用も進めている。しかしながら、農業従事者の減少傾向は著しく、高齢化や後継者不足に伴い、農村の過疎化が急速に進行し、集落機能の低下や農地の荒廃が進んでいる。

(5) 地域づくり

平成17年3月1日、生活・経済・交通圏などで密接な結びつきのあった、井原市、後月郡芳井町及び小田郡美星町の1市2町が合併し、現在の「井原市」が誕生した。

平成20年3月には、「美しい自然 息づく文化 笑顔でつながるひと 元気発信都市いばら」を将来都市像とした井原市第6次総合計画を策定し、地域が主体となったまちづくりが展開されるよう、市民と行政が連携し、互いに役割分担を図りながら協働によるまちづくりを推進している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市では、戦後「マスカット・ベリーA」という品種のぶどう栽培が興り、大規模畑地灌漑によって今日では西日本有数のぶどう産地にまで発展し、高い評価を得ている。現在、単一品種ではなく、昨今の消費者ニーズの多様化に対応すべく、種無しで大粒の品種を中心とした様々な品種のぶどうが栽培されている。

なお、これらは生食用であり、加工製品への活用については、ワイン用ぶどうとして「マスカット・ベリーA」が僅かながら他地域にある大手酒造メーカー1社に納品されている状況である。

こうした中、近年、大粒品種への切り替え促進により、「マスカット・ベリーA」の生食用としての価値が低下する中で、良質なワイン用ぶどうとしての価値に着目し、生産者自らが地産ワインとしての新たな経営展開を図り、地域農業の振興につなげようとする動きが生れつつある。

このため、構造改革特別区域における規制の特例措置を講じることにより、これら農業者の取組を支援し、新たな特産品の開発と地域ブランドの創出につなげていくとともに、体験や交流などをテーマにした多様な事業を展開していくことによって、交流人口の増加を図りながら地域の活性化を目指していく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

地域農業の振興には、本格的な地産地消の実現による高品質で魅力的な特産品の開発が必要である。本市の特産品であるぶどう等の地域資源を活用した果実酒等の提供が可能となることで、生食用以外への用途幅が広がるとともに、高付加価値化が図られ、農業経営規模の拡大や新規就農者の増加、遊休農地の減少、耕作放棄地の解消へとつながり、農業衰退への歯止めとなる。

また、果実酒等の製造は、それを求める都市住民と地域住民との交流を促進し、過疎化が進む中山間地域の振興と新たな雇用の増大、観光等の副次的な産業への広がりにも期待が持てる。

6 構造改革特別区域計画の目標

規制の特例措置（特定農業者による特定酒類の製造事業）を活用することにより、新たな商品開発としての果実酒等の製造が比較的小規模でも可能となり、農家カフェ等で提供することで、新たな地域資源を創出する。

また、農作物や自然、文化などの豊潤な資源を有する地域にワインによる付加価値を加えるとともに、良質なワイン産地としての「ワインバレー」やワイン生産に関する地域固有の風土である「テロワール」を形成していくことで、ワインを介した地域ブランド力を高め、交流人口の増加を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 担い手の確保及び農地の利用増進

本市の特産品であるぶどう等の地域資源を活用した果実酒等の製造・提供に魅力を感じる参入希望者及び新規就農希望者を広く呼び込むことで、後継者不足に悩む農業経営者にとっては、将来の地域農業の担い手が確保される。

これに伴い、植園地の円滑な経営継承による遊休化の防止や耕作放棄地を復旧・活用した農業への参入等、農地の利用増進が図られ、地域農業の振興につながる。

(2) 経営改善による農業振興

生食用と比較して省力栽培が可能なワイン用ぶどうの生産が拡大することで、経営規模の拡大等が図れるとともに、農閑期にワイン製造作業を行うため、労働力の分散にもつながるため、経営の改善が図られる。

(3) 交流人口の増加による地域の活性化

本市は1市2町での合併後、市道整備や広域農道整備、林道整備等に一体的に取り組み、生活拠点や都市拠点へのアクセス向上が図られる中、本市が有する既存の観光資源と果実酒等を提供する農家カフェ等の新たな地域資源が有機的に結びつくことで、周遊型の観光コースの開発が可能となり、多くの観光客が見込まれる。

また、ワイン用ぶどう等の栽培体験や仕込み体験等の新たなメニューが観光コースに加わることで、これまでにない滞在型の観光客が増加し、生食用ぶどうの繁忙期の夏期以外のシーズンにも地域のレジャー、飲食、宿泊業等に需要が見込まれ、都市住民と農村住民との交流が拡大する。

数値目標

	平成 28 年度目標	平成 29 年度目標	平成 30 年度目標
特定酒類の製造所件数	1 件	2 件	3 件
特定酒類の製造量	0.3kl	0.8kl	1.3kl

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストランなど）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

井原市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、果実酒又は濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒又は濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストラン等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域の資源を有効活用した特産品等を生み出すとともに、農家民宿等との一体的な運用により豊かな自然と調和した地域特有の事業を展開することができ、交流人口の増加等、地域の活性化が期待できるものである。また、地域の資源を見つめ直し、価値を高めていく過程の中で、住民の一体感の醸成が図られ、今後の新たな地域活性化事業の創出につながる効果も期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために、制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。